

暴力団離脱者の口座開設支援

大阪弁護士会 民暴委員会副委員長

しんせい法律会計事務所 弁護士 長村 みさお

企業は、反社会的勢力による被害を防止するために、反社会的勢力との関係遮断が求められています。金融機関においては、企業が被る被害の防止に加えて、預貯金口座がマネー・ロンダリングに利用されることを防止するため、一般の企業より強く反社会的勢力を排除することが求められています。そのため、ほとんどの金融機関は、預貯金口座を開設する際、口座開設者に反社会的勢力ではないという表明を求め、さらに、反社会的勢力であることが判明した場合には、口座を解約したり、口座開設を拒絶することができるという反社会的勢力を拒絶する条項を預貯金規程に設けています。

また、金融機関には、反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析することが求められており、金融機関は、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを保有しています。金融機関は、口座開設時には、このデータベースを口座開設者の審査に利用して、反社会的勢力である場合には、口座開設を拒絶しています。

このように、反社会的勢力である暴力団員等は、組織に所属しているときはもちろんですが、暴力団を離脱した後でも、通常は、新規口座の開設を拒絶されてしまいます。

しかしながら、現代において、預貯金口座は、給与の振込先や、水道光熱費をはじめとした生活費の決済に必要不可欠なものであり、預貯金口座の新規開設ができないことは、暴力団離脱者の社会復帰の妨げとなっているという問題がありました。

そのような状況の中で、警察庁刑事局組織対策犯罪対策部から、本年2月1日付で「暴力団離脱者の預貯金口座開設に向けた支援策」が示されました。

暴力団を離脱した人物が①暴力団から離脱していること、②警察又は都道府県の暴力追放運動推進センターの支援により協賛企業において就労していること、③離脱者及び協賛企業が警察等の行う取組に同意していること、④支援が妥当でない事情がないこと、の4つの要件を満たしている場合には、警察が金融機関に連絡して説明したり、暴力追放運動推進センターの職員が口座開設の申し込みに同行する等の口座開設支援を行うという支援策です。

④の支援が妥当でない事情がないことという要件については、支援を開始する前に本人に面談したり、就労先の協賛企業にヒヤリングを行って、本人の就労状況や勤務態度を確認する等したうえで様々な要素を考慮して判断されます。

暴力団構成員がいなくなれば、反社会的勢力である暴力団を根絶することができるのですから、暴力団離脱者の社会復帰を促すことは、暴力団を根絶するためにも重要です。口座

開設支援策により、暴力団離脱者の社会復帰を促進できれば、暴力団根絶に繋がることは間違いないでしょう。

以上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※ 禁転載